

締約国に関する情報 D Z	アルジェリア 一般情報	附属書 B 1 D Z
国内官庁の名称	Algerian National Institute of Industrial Property (アルジェリア国立工業所有権機関)	
所在地	42, rue Larbi ben M'hidi, Algiers, Algeria	
郵便のあて名	B.P. 403, Alger-Gare, Algeria	
電話番号	(213-21) 73 59 39	
ファクシミリ装置	(213-21) 73 55 81, 73 96 44	
電子メール	e-pct@inapi.org	
インターネット	www.inapi.org	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類は送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、アルジェリア所在の配達サービスを条件とする。	
アルジェリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアルジェリア国立工業所有権機関 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アルジェリアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	アルジェリア国立工業所有権機関 (国内段階参照)	
アルジェリアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加証	
国際型調査に関するアルジェリアの規定	なし	

[次頁に続く]

D Z	アルジェリア (続き)	D Z
国際公開に基づく仮保護	なし	
アルジェリアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
アルジェリアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第 22条又は第39条(1)に基づく期間の満了するときまで不明の場 合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出 願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか?	なし	